

刻印数の削減

改正対象

船用品等検査試験規則
(日本籍船舶用)

改正理由

船用品等検査試験規則においては、検査試験に合格した製品に対し、記章のほか、支部マーク及び検査員番号等を刻印又は押印する旨が規定されている。

一方、検査対象となる製品には、製造者による個別識別のため、タイプ、シリアルナンバー等の刻印又は押印が付されており、弊会の記章と共に発行する合格証書との関連付けが可能となっている。

今般、記章及び製造者の識別印の刻印又は押印により、トレーサビリティが確保されている現状において、支部マーク及び検査員番号の刻印並びに押印は必須としないよう関連規定を改める。

改正内容

船用品等検査試験で用いられる支部マーク及び検査員番号の打刻並びに押印に関する要件を改める。

施行及び適用

2027年1月1日から施行

ID:DD26-10

「刻印数の削減」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 船用品等検査試験規則 第六条 1. 検査試験を行いこれに合格した物品には、次の各号に規定する記章並びに試験番号、<u>その他必要な事項</u>を刻印又は押印する。 (1) 鋼船規則又は鋼船規則に引用されている成文規格により検査試験を行い、これに合格した物品には <u>MR</u> (甲号記章) (2) 鋼船規則に引用されていない成文規格又は依頼者が指定する特殊の規格又は仕様により検査試験を行い、これに合格した物品には [NK] (乙号記章) 2. 単に検査試験の成績を証明するために検査試験を行った場合 (前項各号の検査試験に不合格になった物品につき依頼者の申出に基づいてその成績を証明する場合を含む。) には記章 $\frac{[NK]}{X}$ (丙号記章), 試験番号, その他必要な事項を刻印又は押印する。 3. 上記 1. 及び 2. に関わらず, 本会は刻印又は押印を, 同等と認められる他の手段で代替する場合がある。 第八条 1. 合格証明書には規格名をあげこれに合格したことを明示し, かつ, 次の事項を記載するものとす	(日本籍船舶用) 船用品等検査試験規則 第六条 1. 検査試験を行いこれに合格した物品には、次の各号に規定する記章並びに<u>支部マーク, 検査員番号, 試験番号</u>その他必要な事項を刻印又は押印する。 (1) 鋼船規則又は鋼船規則に引用されている成文規格により検査試験を行い、これに合格した物品には <u>MR</u> (甲号記章) (2) 鋼船規則に引用されていない成文規格又は依頼者が指定する特殊の規格又は仕様により検査試験を行い、これに合格した物品には [NK] (乙号記章) 2. 単に検査試験の成績を証明するために検査試験を行った場合 (前項各号の検査試験に不合格になった物品につき依頼者の申出に基づいてその成績を証明する場合を含む。) には記章 $\frac{[NK]}{X}$ (丙号記章), <u>支部マーク, 検査員番号, 試験番号</u>, その他必要な事項を刻印又は押印する。 3. 上記 1. 及び 2. に関わらず, 本会は刻印又は押印を, 同等と認められる他の手段で代替する場合がある。 第八条 1. 合格証明書には規格名をあげこれに合格したこ	支部マーク及び検査員番号に係る刻印を不要とする。

「刻印数の削減」 新旧対照表

新	旧	備考
る。 (1) (省略) (2)物品に付した記章，試験番号及びその他の事項 ((3)から(11)は省略)	とを明示し，かつ，次の事項を記載するものとする。 (1) (省略) (2)物品に付した記章，<u>支部マーク，検査員番号，</u> 試験番号及びその他の事項 ((3)から(11)は省略)	
附 則 1. この改正は，2027 年 1 月 1 日から施行する。		